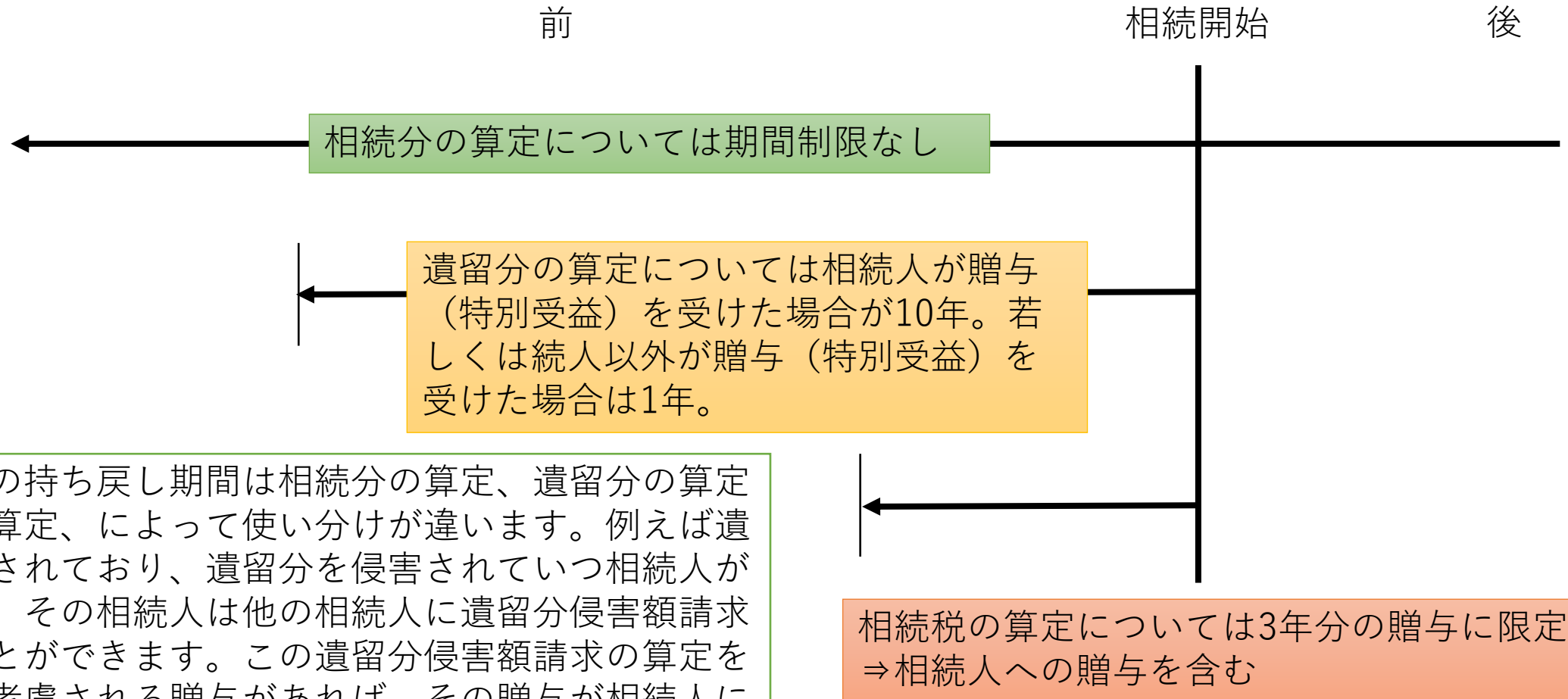


生前贈与（特別受益）の持ち戻し期間について



生前贈与の持ち戻し期間は相続分の算定、遺留分の算定、相続税の算定、によって使い分けが違います。例えば遺言書が策されており、遺留分を侵害されていつ相続人がいる場合、その相続人は他の相続人に遺留分侵害額請求を行うことができます。この遺留分侵害額請求の算定をする際は考慮される贈与があれば、その贈与が相続人に対してのものであれば相続開始から遡って過去10年分ということになります。（2021年改正民法1044条）

相続税の算定については3年分の贈与に限定 ⇒ 相続人への贈与を含む